

株式会社常陽銀行の サステナブル預金フレームワークに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社常陽銀行のサステナブル預金フレームワークに対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社常陽銀行は、茨城県水戸市に本店を置く金融機関である。常陽銀行は、2016 年 10 月に株式会社めぶきフィナンシャルグループ（めぶき FG）との株式交換による完全子会社化により、株式会社足利銀行と経営統合した。めぶき FG は、常陽銀行、足利銀行をはじめとする連結子会社 16 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っている。

常陽銀行は、今回策定した預金商品に関するフレームワーク（本フレームワーク）に基づく預金（本預金）を通じて、持続可能な社会の実現を目指す企業等に対してサステナビリティへの貢献機会を提供することを意図している。そして、本預金で調達した資金を環境改善に係る事業に充当することで、サステナビリティの実現に向けた取り組みが循環する地域社会の実現を目指している。常陽銀行は、本フレームワークにおいて、本預金で調達した資金の充当先を下表のとおり定めている。

- | | |
|----|--|
| i | グリーンプロジェクトに対する過去 5 年以内に実行されたファイナンス。
グリーンプロジェクトとは、環境課題の解決に貢献する事業を指します。充当するグリーンプロジェクトの選定にあたって、常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が取扱う太陽光発電に関する事業への貸出金を対象とします。 |
| ii | 常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が実行する、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得しているグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン。 |

JCR は、本フレームワークで定める預金商品の枠組みの評価・確認を行う。預金で調達した資金の充当先のうち i と ii に分けて、それぞれで参照する基準を満たしていることを評価・確認する。前者についてはグリーンボンド原則、グリーンボンドガイドライン（グリーンボンド原則等）及び JCR グリーンファイナンス評価手法に定める評価項目を参照して評価・確認を行う。グリーンボンド原則等は預金商品を想定して策定されたものではないため、本確認においてグリーンボンド原則等を直接適用できない。そこで、グリーンボンド原則等については参照する形で確認と位置付けている。

後者についてはインパクトファイナンスの基本的考え方を参照する形で確認を行う。

その結果 JCR は、本フレームワークで定める預金に関する枠組みについて、参照する基準を満たしていることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社常陽銀行
「サステナブル預金フレームワーク」

2025 年 4 月 4 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 5 -
3. 本フレームワークの概要	- 6 -
4. 常陽銀行のフレームワークを活用した評価プロセス	- 6 -
II. 本フレームワークの資金使途に係る確認	- 7 -
1. 太陽光発電に関する事業への貸出金に関する確認	- 8 -
① 調達資金の使途	- 8 -
② プロジェクトの評価と選定のプロセス	- 9 -
③ 調達資金の管理	- 9 -
④ レポーティング	- 10 -
2. 第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認	- 11 -
III. 結論	- 12 -

<要約>

株式会社常陽銀行は、茨城県水戸市に本店を置く金融機関である。常陽銀行は、2016年10月に株式会社めぶきフィナンシャルグループ（めぶき FG）との株式交換による完全子会社化により、株式会社足利銀行と経営統合した。めぶき FG は、常陽銀行、足利銀行をはじめとする連結子会社 16 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っている。

常陽銀行は、今回策定した預金商品に関するフレームワーク（本フレームワーク）に基づく預金（本預金）を通じて、持続可能な社会の実現を目指す企業等に対してサステナビリティへの貢献機会を提供することを意図している。そして、本預金で調達した資金を環境改善に係る事業に充当することで、サステナビリティの実現に向けた取り組みが循環する地域社会の実現を目指している。常陽銀行は、本フレームワークにおいて、本預金で調達した資金の充当先を下表のとおり定めている。

- | | |
|----|--|
| i | グリーンプロジェクトに対する過去 5 年以内に実行されたファイナンス。
グリーンプロジェクトとは、環境課題の解決に貢献する事業を指します。充当するグリーンプロジェクトの選定にあたって、常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が取扱う太陽光発電に関する事業への貸出金を対象とします。 |
| ii | 常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が実行する、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得しているグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン。 |

JCR は、本フレームワークで定める預金商品の枠組みの評価・確認を行う。預金で調達した資金の充当先のうち i と ii に分けて、それぞれで参照する基準を満たしていることを評価・確認する。前者についてはグリーンボンド原則¹、グリーンボンドガイドライン²（グリーンボンド原則等）及び JCR グリーンファイナンス評価手法³に定める評価項目を参照して評価・確認を行う。グリーンボンド原則等は預金商品を想定して策定されたものではないため、本確認においてグリーンボンド原則等を直接適用できない。そこで、グリーンボンド原則等については参照する形で確認と位置付けている。

後者についてはインパクトファイナンスの基本的考え方⁴を参照する形で確認を行う。

その結果 JCR は、本フレームワークで定める預金に関する枠組みについて、参照する基準を満たしていることを確認した。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

³ JCR ウェブサイト https://www.jcr.co.jp/pdf/greenfinance/Green_Finance_Evaluation_jp_20230920.pdf

⁴ 環境省 「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

<会社概要>

株式会社常陽銀行は、茨城県水戸市に本店を置く預金量 10 兆 3,906 億円、従業員数 3,077⁵人の金融機関である。2016 年 10 月、常陽銀行は株式会社めぶきフィナンシャルグループとの株式交換による完全子会社化により、株式会社足利銀行と経営統合した。

めぶき FG は、常陽銀行、足利銀行をはじめとする連結子会社 16 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っている。常陽銀行は、国内 182 拠点（本支店 153、出張所 29）、海外 4 駐在員事務所⁵を有する。

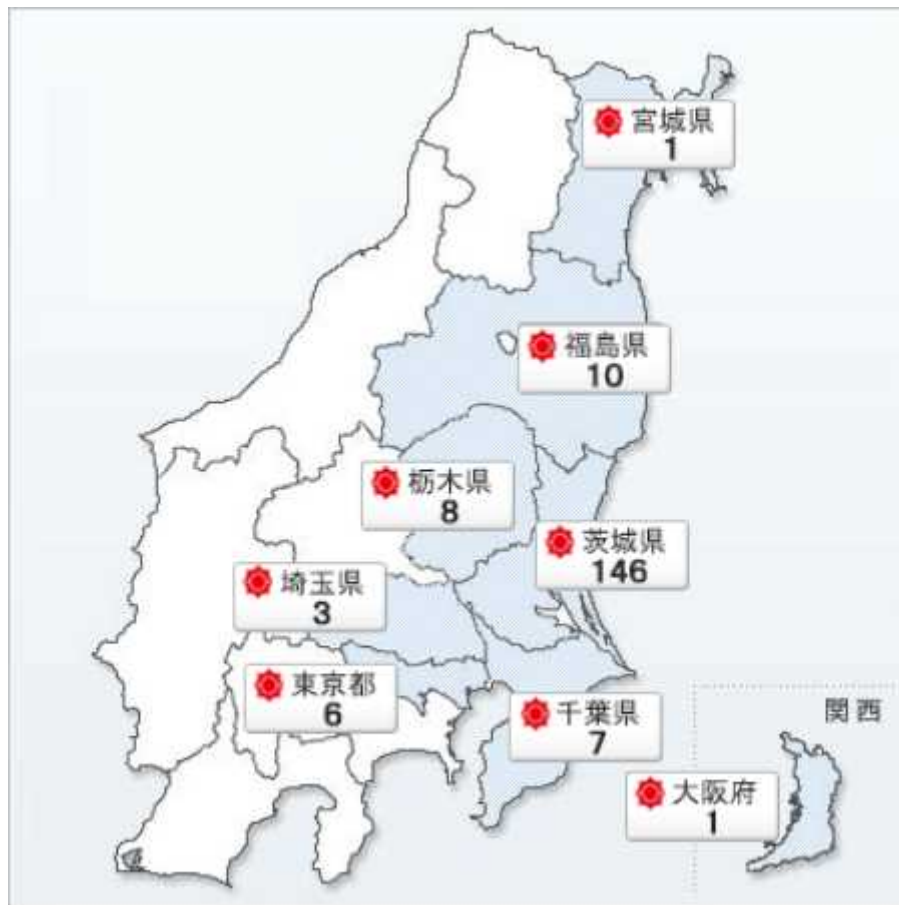


図1 常陽銀行の国内拠点⁵

<めぶき FG・常陽銀行のサステナビリティに係る取り組み>

めぶき FG は、グループ経営理念「質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域とともに、ゆたかな未来を創り続けます。」に基づき、地域の課題解決をはかることを通して、持続可能な地域社会の実現と企業価値の向上に努めている。また、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、地域の課題解決と持続的な成長とともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上の好循環をはかることを目的として「グループサステナビリティ方針」を制定し、積極的な取り組みを行っている。

めぶき FG の中核銀行である常陽銀行は、「健全、協創、地域と共に」という経営理念のもと、堅実な

⁵ 常陽銀行ウェブサイト（2025 年 2 月時点） <https://www.joyobank.co.jp/kabunushi/corporate/history.html>

営業、健全な経営を行い、お客さま・地域・株主の方々と共に価値ある事業を創造していくことにより、地域社会・地域経済の発展に貢献することを目指している。

＜めぶき FG のマテリアリティ＞

めぶき FG は、「グループサステナビリティ方針」の制定に際し、地域金融グループとして、また、企業市民として、持続可能な地域社会の実現に向け最大限貢献するため、特に重点的に取り組むべき 5 つの重要課題（マテリアリティ）を設定している。

表 1 めぶき FG のマテリアリティ⁶

項目
地域産業の成長支援
安心で豊かな暮らしへの貢献
脱炭素社会・環境保全への貢献
お客さまに選ばれ続けるサービスの提供
価値創造を支える経営基盤の強化

めぶき FG は、持続可能な地域社会の実現と企業価値の向上を目指し、サステナビリティに関する基本姿勢や目標を明確化するため、「サステナビリティ長期 KPI」を設定している。常陽銀行及びめぶき FG は、今後も地域金融機関として、長期 KPI の達成を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

表 2 めぶき FG の長期 KPI⁶

項目	内容
サステナブルファイナンス（2021年度～2030年度累計） ⁷	3兆円 （うち環境分野2兆円） ⁸
CO ₂ 排出量（Scope1&2）削減目標（2030年度）	ネット・ゼロ
代理以上に占める女性比率（2027年度末時点）	27%以上

2. 本フレームワーク作成の目的

常陽銀行は、本フレームワークに基づく本預金を通じて、持続可能な社会の実現を目指す企業等に対してサステナビリティへの貢献機会を提供することを意図している。そして、本預金で調達した資金を環境改善に係る事業に充当することで、サステナビリティの実現に向けた取り組みが循環する地域社会の実現を目指している。

⁶ 常陽銀行が策定するフレームワーク

⁷ 常陽銀行は、「サステナブルファイナンス」について、「関連する外部基準（グリーンローン原則、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則など）を参考に、「環境・社会課題の解決を通じて持続可能な社会の実現を目指すお客さまの活動を支援するファイナンス」と定義している。

⁸ 「環境分野」とは、「再生可能エネルギー事業など気候変動の適応・緩和に資する事業、再エネ・省エネ・カーボンニュートラルに資する設備投資等」を指す。

3. 本フレームワークの概要

① 本預金の概要

本預金の預入期間は半年又は1年としているものの、サステナブルファイナンスにおいては中長期的な投融資の重要性が高いことから、今後本フレームワークに基づいた預金商品の組成を繰り返し行っていく予定としている。

② 本フレームワークにおける資金使途

常陽銀行は、本預金で調達した資金の充当先について、表3に該当するもののうち常陽銀行が選定するファイナンス（適格ファイナンス）としている。

表3 本フレームワークで定める資金使途⁶

i	グリーンプロジェクトに対する過去5年以内に実行されたファイナンス。 グリーンプロジェクトとは、環境課題の解決に貢献する事業を指します。充当するグリーンプロジェクトの選定にあたって、常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が取扱う太陽光発電に関する事業への貸出金を対象とします。
ii	常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が実行する、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得しているグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン。

③ 本フレームワークにおける資金管理

常陽銀行は、本預金残高と適格ファイナンス残高を確認し、適格ファイナンス残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が適格ファイナンス残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに適格ファイナンス残高に充当することで、この超過分を解消するように努める。本管理によって、本預金の預入期間を通じて、本預金の全額が本フレームワークで定める資金使途に充当されている状態を維持する。

4. 常陽銀行のフレームワークを活用した評価プロセス

常陽銀行は、営業企画部及び市場国際部において本フレームワークに基づいて適格ファイナンスを選定する。適格ファイナンスの選定にあたっては、営業企画部長及び市場国際部長の承認をもって決定する体制としている。また常陽銀行は、本預金残高が存在する限りにおいて、年1回の頻度で下記項目（表4）を常陽銀行のウェブサイトを開示することを予定している。

表4 常陽銀行の情報開示予定項目⁶

- 本預金の預入残高
- 適格ファイナンスの分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格ファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格ファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待されるSDGsに係る17のゴール（一部ファイナンスに限る）
- 環境改善効果を示す指標として、送電系統で供給される再生可能エネルギー・プラントの生産能力（見込）（MW）
- その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標（分類毎に開示が必要な場合において対応する）

II. 本フレームワークの資金使途に係る確認

JCR は、本フレームワークで定める預金による資金調達から資金使途への充当までの枠組みにおいて、国際原則等で定める事項が保持されていることについて資金使途ごとに確認する。参照する原則等は表 5 で示すとおりである。

表 5 本第三者意見における参照先

資金使途		参照先
表 3 の i	太陽光発電に関する事業への貸出金	グリーンボンド原則 ¹ グリーンボンドガイドライン ² JCR グリーンファイナンス評価手法 ³
表 3 の ii	第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得しているグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン	インパクトファイナンスの基本的な考え方 ⁴

資金使途のうち表 3 の i について、グリーンボンド原則¹、グリーンボンドガイドライン²（グリーンボンド原則等）及び JCR グリーンファイナンス評価手法³を参照している。これらのうちグリーンボンド原則等は、原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点における国内外の統一された基準として、JCR は当該原則及びガイドラインを参照して確認を行っている。なおグリーンボンド原則等は預金商品を想定して策定されたものではなく、本確認においてグリーンボンド原則等を直接適用できない。そこで JCR は本確認について、グリーンボンド原則等を参照する形での確認と位置付けている。表 3 の ii について、インパクトファイナンスの基本的な考え方⁴を参照する形で確認を行う。

1. 太陽光発電に関する事業への貸出金に関する確認

① 調達資金の使途

【確認の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

ア プロジェクトの環境改善効果について

本資金使途は、常陽銀行ストラクチャードファイナンス部が取扱う太陽光発電に関する事業への貸出金であり、グリーンボンド原則における「再生可能エネルギー」、グリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。本プロジェクトは太陽光発電が対象となっており、CO₂削減効果があり環境改善効果を有するものと JCR は評価している。

イ 環境・社会に対する負の影響について

常陽銀行は、本資金使途における環境・社会に対して及ぼしうる負の影響として、法令違反のリスク、周辺環境及び住民への悪影響等を想定している。これらの影響に関して、法令等に基づく許可や環境アセスメント、周辺住民への対応など必要な手続きがなされているかを確認の上、ファイナンスに取り組んでいる。以上より、JCR は本資金使途について、環境・社会に対する負の影響が考慮され、適切な対応が行われていると評価している。

ウ SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

- ターゲット 7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

- ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

② プロジェクトの評価と選定のプロセス

【確認の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

ア 目標

めぶき FG は、地域金融グループとして、また企業市民として、持続可能な地域社会の実現に向けて最大限の貢献を行うことを目的に特に重点的に取り組むべき5つの重要課題(マテリアリティ)を定めており、そのうちの 하나가「脱炭素社会・環境保全への貢献」である。また、サステナビリティに関する基本姿勢や目標を明確化するために「サステナビリティ長期 KPI」を設定しており、2021 年度～2030 年度累計で、サステナブルファイナンスのうち環境分野に 2 兆円実行することを掲げている。常陽銀行は、めぶき FG の掲げるマテリアリティ、KPI にしたがって取り組みを進めている。

常陽銀行は、本預金によって太陽光発電に関する事業への貸出金に必要な資金を調達することで、本ファイナンスの取り組みを加速させることができる。これは、ひいてはめぶき FG の掲げる KPI の達成に資するものである。以上より、本預金による資金調達は、めぶき FG の掲げる目標と整合的であると JCR は評価している。

イ 選定基準

本欄の確認対象は、表 3 に定める資金使途のうち太陽光発電に関する事業への貸出金である。選定基準は表 3 に記載の通りであり、JCR は、適格ファイナンスの選定基準が適切であると評価している。

ウ プロセス

資金使途となる貸出金は、常陽銀行営業企画部及び市場国際部によって、本フレームワークで定める内容に合致していることを確認のうえ選定される。また、選定にあたって営業企画部長及び市場国際部長の承認をもって決定するプロセスを構築している。本プロセスは本第三者意見書にて開示される。以上より、JCR はプロセスについて適切であると評価している。

③ 調達資金の管理

【確認の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

常陽銀行は、本フレームワークで定める資金使途に基づく適格ファイナンスの残高と本預金残高を比較して、常に適格ファイナンスの残高が本預金残高を上回るように管理を行う。期限前返済等によって適格ファイナンスの残高が一時的に本預金残高を下回った場合、適格ファイナンスを速や

かに選定して充当する。この充当までの間は現金又は現金同等物で管理を行う。本管理は預入期間を通じて実施される。また本管理体制は本第三者意見書の開示によって預金者に説明される。以上より、常陽銀行において本フレームワークに係る調達資金の管理は適切に実施されることを、JCRは確認した。

④ レポーティング

【確認の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

常陽銀行は、本フレームワークで定める内容を、常陽銀行のウェブサイトにおいて年次で開示する予定である。本内容には、本預金の充当状況、環境改善効果を示す定量的指標などが含まれている。また、預入期間中において適格ファイナンスの残高に大きな状況の変化が生じた場合、当該変化の状況に応じて、ウェブサイト等を通じて預金者に開示することを予定している。以上より、JCRは常陽銀行によるレポーティング体制が適切であると評価している。

以上の①から④より、JCRは、本フレームワークにおいて、本預金で調達した資金を太陽光発電に関する事業への貸出金に充当する枠組みに関して、参照する基準を満たすことを確認した。

2. 第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認

本フレームワークで定める資金使途のうちグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンは、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに限定されている。本資金使途について、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、JCR は以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」⁴で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1～4 を参照している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

-
1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
-

常陽銀行は、本フレームワークで定める資金使途のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについて、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した融資のみに充当している。したがって、本資金使途はポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されている。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際において、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する低減策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本資金使途について、ネガティブインパクトの適切な緩和・管理を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。

常陽銀行は、本フレームワークで定める資金使途のうちグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについて、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した融資のみに充当している。第三者機関から評価又は第三者意見を取得する際において、当該融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価及びモニタリング体制の評価がなされたものと考えられる。また常陽銀行は、上記の事前の評価を確認して、インパクトの発現に係るモニタリングを行うこととしている。

以上より、本資金使途について、インパクトの評価及びモニタリングが適切に実施される体制が整備されている。

3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本フレームワークで定める資金使途のうちグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについて、当該ローンの借入人は、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、原則としてその評価又は第三者意見の情報開示を行っている。また、融資期間において発現したインパクトや KPI、SPT の進捗状況について、当該ローンの借入人によって主に貸付人に情報開示している。

常陽銀行は、本公表等を通じて適格ファイナンスがインパクトを発現していることを確認し、本預金のレポートイングを通じて、インパクトの発現を公表することを予定している。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示は適切である。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関／投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

常陽銀行は、本預金の募集にあたって、本預金によって調達した資金の充当先のうちグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンは、第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得しているファイナンスに限定されていることについて、チラシ等を用いて預金者に説明を行う。本預金のうち円建て預金の場合、常陽銀行が取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。本預金のうち外貨建て預金の場合、常陽銀行が取り扱う通常の外貨定期預金と同様に預金保険制度の対象外となるため、通常の外貨定期預金と同様に、預金者に対して重要事項説明等を実施する。

本預金は、常陽銀行が提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して利息という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポートイングという形で提供することとしている。常陽銀行は、本預金について、将来にわたって繰り返し組成することを予定しており、預金者に対して、預金を通じたサステナビリティへの貢献機会を中長期的に提供するものと考えられる。

以上より、本預金は預金者に対して、中長期的な視点に立って適切なリスク・リターンを確保する機会を提供できるように設計されている。

以上の 1 から 4 より、本フレームワークにおいて、本預金で調達した資金を第三者機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに充当する枠組みに関して、JCR は参照する基準を満たしていることを確認した。

III. 結論

JCR は、本フレームワークで定める預金に関する枠組みについて、参照する基準を満たしていることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、フレームワークで定められた方針を評価対象とし、2に記載する国際的なイニシアティブ、原則等及びJCRグリーンファイナンス評価手法を参照して、本フレームワークで定める資金使途が当該イニシアティブ、原則等、評価手法で定める基本的事項を充足する程度ならびに、当該資金使途等にかかる管理、運営体制の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該金融がもたらすポジティブなインパクトの程度又は当該方針に基づき実施される資金使途の具体的な環境改善効果・社会的便益及び管理・運営体制等を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及びJCRが独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCRは事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則、評価手法等

本意見作成にあたり、JCRは、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

International Capital Market Association(ICMA) 「グリーンボンド原則」

環境省 「グリーンボンドガイドライン」

JCR 「JCRグリーンファイナンス評価手法」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCRが関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCRの第三者性

本評価対象者とJCRとの間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、事業主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見はJCRの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人である事業主体の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、依頼人が作成したフレームワークで定める資金使途が、本第三者意見に関する重要な説明の2に記載する国際的なイニシアティブ、原則等で定める基本的事項を充足する程度ならびに、当該資金使途等にかかる管理、運営体制及び透明性確保の取り組みの程度について、第三者意見を述べたものです。

事業主体：フレームワークに基づいて預金商品を運営する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ 認定検証機関）
- ・ICMA（国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録） グリーンボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル